

## 国分寺市教育委員会議事録・第8号

会議の種類 第6回国分寺市教育委員会定例会  
会議の日時 令和3年6月24日(木) 午前9時30分  
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

### 会議の出席者

#### (教育委員会)

教育長	古屋 真 宏
教育長職務代理者	富山 謙 一
委員	大木 桃 代
委員	辻 亜希子
委員	藤井 健 志

#### (説明員)

教育部長	一ノ瀬 理
教育総務課長	廣瀬 喜朗
学務課長	日高 久善
学校指導課長	富永 大優
学校教育担当課長	大島 伸二
指導主事	野村 宏行
指導主事	渡辺 大輔
社会教育課長	柳 功一
ふるさと文化財課長	高杉 強
公民館課長兼本多公民館長	本多 美子
図書館課長兼本多図書館長	櫻井 明德
恋ヶ窪公民館長	加藤 征彦

#### (事務局)

書記	佐々木 理絵子
書記	富永 菜月
書記	山口 徹

傍聴人 1人

## 〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番辻委員、4番大木委員を指名した。

## 〔前会議事録の承認〕

- ・令和3年4月15日開催の令和3年第4回国分寺市教育委員会定例会議事録第5号
- ・令和3年4月20日開催の令和3年第2回国分寺市教育委員会臨時会議事録第6-1号
- ・令和3年4月20日開催の令和3年第2回国分寺市教育委員会臨時会議事録第6-2号

## 〔教育長等の報告〕

**教育長** 本日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。6月に入り、第三小学校の6月2日を皮切りに、小中学校で予定されておりました春の運動会、無事に終了することができました。緊急事態宣言下ではありましたが、子どもたちは前向きに取り組み、生き生きと活動をしている姿を拝見させていただきました。先生方におかれましては、様々な新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた工夫をされ、御苦労をおかけし改めて感謝の気持ちをお伝えしたいと思っております。

また、夏に入り2年振りに水泳指導もスタートしました。安全第一で実施するようにお願いをしています。子どもたちの数を減らし、距離をとりながら指導をして、安全を第一にこれからも実施していきたいと思っております。コロナ禍ではありますが、様々な工夫をしながら、学びは止めないで、一層の教育の充実を進めてまいりたいと思っております。御指導をよろしくお願いいたします。

## 〔議事〕

### 1 議案第34号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市公立学校運営協議会設置要綱(平成13年教委要綱第1-2号)第3条の規定に基づき、令和3年6月1日付け人事異動があった者に対し、委員の委嘱を行う必要があり、令和3年6月1日付けで従前の委員を解嘱し、新たな委員の委嘱をする専決処分をしたものである。

**学校教育担当課長** 4月の教育委員会定例会で御承認いただきました国分寺市公立学校運営協議会委員について、6月1日付けで人事異動があったことを受け専決処分をさせていただきました。

令和3年度国分寺市公立学校運営協議会委員解嘱者名簿及び委嘱者名簿を御覧ください。解嘱となったのは第六小学校、武下正弘校長です。そして新たに委嘱したのは第六小学校、氏原玲子校長となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

**教育長** 続きまして議案第 35 号「国分寺市立学校設備使用条例施行規則等の一部を改正する規則について」及び議案第 36 号「国分寺市立学校職員服務規程及び国分寺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」の 2 件について、ともに押印の見直しに関する改正内容のため、一括議題とさせていただきます。提案説明、質疑を一括とし、採決は 1 件ずつ個別にさせていただきます流れでよろしいでしょうか。

**全員** 異議なし。

## **2 議案第 35 号 国分寺市立学校設備使用条例施行規則等の一部を改正する規則について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

押印の見直しに伴い、国分寺市立学校設備使用条例施行規則等の一部を改正する必要がある。

## **3 議案第 36 号 国分寺市立学校職員服務規程及び国分寺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

押印の見直しに伴い、国分寺市立学校職員服務規程及び国分寺市教育委員会公印規程の一部を改正する必要がある。

**教育総務課長** 市民の負担軽減と業務の効率化を図るために、全庁的に押印の見直しを行うことで、市長部局の政策部が中心となって、昨年度より準備を進めてきました。

市長部局と足並みをそろえて、教育委員会も各様式中の押印欄の廃止のための規則及び訓令の一部改正を行いたいというものです。

議案の改正規定の部分を御覧ください。議案第 35 号の一部改正規則は、第 1 条の国分寺市立学校設備使用条例施行規則から第 4 条までの国分寺市文化財の保存と活用に関する施行規則までの計 4 本の規則に規定する各様式のうち、これまで押印を必要としていた計 28 様式について、押印欄を削る改正を行いたいというものです。

また、議案第 36 号の一部改正訓令について、この題名のとおり第 1 条と第 2 条の 2 本の訓令に規定する各様式のうち、これまで押印を必要としていた計 6 様式について、押印欄を削る改正を行いたいというものです。

個々の様式の改正箇所は、資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

施行期日については、令和 3 年 7 月 1 日です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

**辻委員** 昨年から、押印廃止が行われており、時流に沿ったもので適切と考えます。

**教育長** 議案第 35 号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

**教育長** 続きまして、議案第 36 号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

#### 4 議案第 37 号 令和 4 年度使用教科用図書の採択要項の改訂について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

令和 4 年度使用教科用図書の採択要項の改訂について、決定する必要がある。

**野村指導主事** 令和 4 年度使用教科用図書採択の概要を御覧ください。特別支援学級用の一般図書の採択は変更がありません。新たに左側に中学校社会（歴史的分野）を追加しています。各学校における調査研究をもとに教科用図書調査研究委員会で調査研究を行い、教科用図書選定資料作成委員会に報告します。本委員会にて教科用図書採択のための資料を作成し、8月12日に予定されている教育委員会定例会で報告します。

2 ページ、3 ページは日程等についてお示ししています。4 ページ、5 ページは令和 4 年度使用教科用図書の採択要項となります。中学校社会（歴史的分野）について調査研究等を行うための内容を追加しています。また、教科用図書の展示会を行う旨も追記しております。6 ページ以降の調査研究の進め方や各種様式等も要項に追加したものに合わせ、必要な書類を加えるなどの変更をしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 例年、この時期に中学校社会の歴史的分野の教科書採択を行うことはないのですが、なぜ入ってきたのでしょうか。簡単に説明してください。

**野村指導主事** 令和 3 年 3 月に新たに 1 社が社会科（歴史的分野）の教科書の文部科学省の検定に合格したことを踏まえ、6 月に東京都からその旨の通知が参りました。通知を受け国分寺市においても、合格した教科書の採択について提案させていただきました。

**教育長** 都の通知にはどのようなことが書いてあったのですか。

**野村指導主事** 都の通知には先ほど申し上げた 3 月に検定に合格したという旨とその採択は各自治体で決定して行く旨の記載がありました。国分寺市は検定に合格した教科書がある以上、教育委員会にお諮りして国分寺市の教科書として採択していくかどうかを判断していくこととなります。

**教育長** 採択をするかは、それぞれの自治体が判断をする。都からの通知があり、それに基づいて国分寺市教育委員会は採択するにあたり、調査を行い、採択を決定する流れになります。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

#### 5 議案第 38 号 国分寺市学校教職員ストレスチェック等実施規程の制定について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

市立学校に勤務する教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査等を実施するため、新たに規程を制定する必要がある。

**学校指導課長** 国分寺市学校教職員ストレスチェック等実施規程を御覧ください。この規程は、厚生労働省の通知等に基づきストレスチェックの実施に必要な事項を定めたものです。1 ページの第 1 条では、労働安全衛生法の規定に基づく検査等の実施について、この規程で定めるとい趣旨を述べております。第 2 条から第 9 条では用語の意義、ストレス

チェックの対象の適用範囲、本制度の趣旨等の周知、そしてストレスチェックの実施者、実施時期、実施方法、そして結果の通知方法並びに結果の提供に関する同意の取得について定めております。

第10条から第13条では面接指導につきまして、実施者、教職員の申出、実施方法、それから必要な措置を講ずるように努めることについて定めております。

第14条から第18条では結果について集団分析や保存、共有範囲について定めております。

第19条から第21条は守秘義務、苦情申立て、不利益取扱いの禁止について定めております。その他様式等について触れています。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

**大木委員** 制度が制定されることは、教職員のメンタルヘルスを守るために非常に重要な取組だと思っておりますので、積極的に進めていただきたいと思っております。これは第一歩であり、さらに教職員の皆様が、生き生きと働き、子どもたちの健やかな成長のために御尽力いただける環境を整えていただきたいと考えております。

第9条でストレスチェックの結果を教育委員会に提供することについての同意の意思確認を行うこと。第11条は、面接指導を希望する場合には、申し出ることについて書いてあります。結果の提供を同意されない場合、あるいは面接指導を受ける必要があると認められたにもかかわらず、面接指導を希望されない場合は、どのような対応をお考えでしょうか。

**学校指導課長** 御同意いただけない場合は、個別に丁寧に対応したいと考えております。

第12条の面接は、御本人から申し出がないと実施できません。面接をされたほうがよいと勧めるのですが、されない場合は必要に応じて保健師からのアプローチを行っていくことも考えられます。

**大木委員** 同意をされない場合、丁寧に関わっていききたいという、非常に抽象的な答えですが、同意をされないのにどのように関わるのか、ストレスチェック自体は簡単に終わるアセスメントのため、管理職、同僚の教職員に結果や情報をみられないか心配、情報を提供しないでほしいと言われたときに、どのように対応されるかが大切だと思っております。その点についてどのようにお考えでしょうか。

**学校指導課長** ストレスチェックは、学校長に受けた方の内容も含めて、個別の情報は、提供しません。ストレスチェックについての意義等を積極的に発信して、教職員に利用していただきたいと思っております。また、ストレスチェックは個人情報のため、管理職等には提供されないことも周知していききたいと思っております。

どうしても同意が得られない場合は、今後の課題として研究させていただきたいと思っております。

**大木委員** 御本人の同意が大原則のため、問題があるデータを周りに知られることは、問題が発生する危険性もあるので、丁寧に御説明いただき、情報を提供すること、活用していただくことが御本人にとって有効であると、御理解いただけるように御説明いただければと思います。

第15条の2の2行目ですが、この記録について検査実施者及び面接実施者に適切な管理及び保存をさせる措置を講ずるものとすると思いますが、その適切などは、具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。

**学校指導課長** 適切な管理は、ストレスチェックの委託先に電子での回答をお願いしてい

ます。その際、データの管理は業者ともしっかりと話し、十分に管理ができるようにしております。

**大木委員** 重要な個人情報のため、委託業者との間の契約も具体的に、電子媒体の扱いや具体的な方策についてしっかりとお取り決めいただき、万が一の情報流出がないように努めていただければと思います。

**辻委員** 第7条について伺います。職業性ストレス簡易調査票を用いて実施するとあるのですが、この調査方法は学校教職員特有のストレスを測るための調査票になっているのでしょうか。

**学校指導課長** 内容は、国が標準としている57項目と同じものを実施したいと考えております。それに合わせて国分寺市独自の項目も追加できますので、実施業者と協議しながら追加を行い、教職員の職場に合う形で対応をしていきたいと考えております。

**辻委員** 学校は、一般企業などと違った独特の風土や環境があると思いますので、教職員の感じやすいストレスが適切に測れるような項目を入れていただけたらと思います。

第2項で電気通信回線を通じて送信する方法により実施とあるのですが、具体的にどのようなやり取りになるのでしょうか。

**学校指導課長** 国分寺市で実施している方法で、インターネット経由により調査について回答をしていきます。その際、職場のパソコンや御自身のスマートフォンでも回答できるものを想定しています。

**辻委員** 大木委員の御発言にもあったとおり、情報の漏洩が何よりも心配されます。十分に検討し、業者との共有をお願いしたいと思います。

第14条の集団分析等ですが、第1項は集計及び分析は原則として学校ごとを単位として行う。第2項では提供されたときはどのような措置をとるか、集計及び分析を誰がするかがわからなかったのですが、これは業者がするという見解でよろしいでしょうか。

**学校指導課長** 集計は、業者に実施していただく予定です。また、そこに付随して業者からの分析も添えられる形で想定はしていますが、それをもとに学校指導課に配置している保健師が国分寺市の状況に応じて分析をすることを想定しています。

**辻委員** 集団としてどのようなストレスがかかり、どのような改善点があるのかを分析していただく形になると思います。保健師や教育現場に詳しい方にも、分析していただいたほうがよいと思いました。

**学校指導課長** 私自身、担当の係、教育関係者や学校関係者も参加して進めていきたいと思っております。

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

## 6 議案第39号 欠員補充に伴う令和3年度国分寺市公立学校運営協議会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市公立学校運営協議会委員の欠員を補充するため、国分寺市公立学校運営協議会設置要綱（平成13年教委要綱第1-2号）第3条の規定に基づき、委員を委嘱する必要がある。

**学校教育担当課長** 第五中学校に、4月の教育委員会定例会で御承認をいただいた7名の

委員に加え、新たな候補者の承諾が確認できた旨の連絡がありました。それを受け提案をさせていただくものです。

令和3年度国分寺市公立学校運営協議会委員候補者名簿を御覧ください。新たに候補者となったのは、地域住民で青少年育成北地区委員会委員の田村初江さんです。御審議のほどよろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

## 7 議案第40号 国分寺市公民館運営審議会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市公民館設置及び管理に関する条例(平成12年条例第6号)第8条の規定に基づき、国分寺市公民館運営審議会委員を委嘱する必要がある。

**公民館課長兼本多公民館長** 社会教育法第29条に基づき、国分寺市の公民館の運営について調査審議するために、国分寺市公民館運営審議会を設置しております。第3期公民館運営審議会委員の任期が本年6月30日で終了することに伴い、第4期の委員を委嘱する必要があるためお諮りするものです。

第4期の国分寺市公民館運営審議会委員候補者名簿です。委員の人数は12人です。1番、2番は公募により選出された市民です。市民公募の1号委員は2名以内となっております。4月15日号の「けやきの樹」で5月7日まで公募し、5人の応募があり、選考要領に基づき厳正な審査により選考いたしました。3番から7番は、各公民館の利用者になります。利用者委員は、各館に設置しております国分寺市公民館運営サポート会議から意見を伺い候補者を選出いたしました。8番は学校教育の関係者で、第一小学校の校長先生です。9番は、社会教育の関係者で大学の教授です。10番は、家庭教育の向上に資する活動を行う方でPTA連合会からの代表となります。11番は、社会福祉関係団体の代表者として国分寺市社会福祉協議会の代表となります。12番は学識経験のある方で、大学の教授となっております。

委員構成は、12人中新任が9人、再任が3人となっております。男女比は、男性が9人、女性3人で、比率は男性が多くなりましたが、市民公募は、男女比について男女1人ずついらっしゃる場合にはそのように選考するとなっておりますが、5人応募があり、5人とも男性のため、男女比のバランスがとれない結果となっております。

委員の任期は2年で、委嘱をお諮りする委員の任期は令和3年7月1日から令和5年6月30日までとなります。御審議のほどお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

〔協議〕

## 1 西恋ヶ窪四丁目用地の活用について

(事務局からの説明)

**公民館課長兼本多公民館長** 協議事項として西恋ヶ窪四丁目用地の活用について説明いたします。地積測量図に基づいて説明をさせていただきます。西恋ヶ窪四丁目用地、道路部分が決まりまして、残地の予定面積に基づいてその用地に恋ヶ窪公民館が移転した場合、どのような課題があるのか御協議をいただきたく提出いたしました。

この地積測量図の見方は、左側の一番上に求積表があります。最初の地積は418平米です。道路以外の部分の面積をあらわしております。すぐ下の地積は216.53平米で道路部分をあらわしており、右側の図面で申しますと、真ん中の(A)11-6に当たる部分が道路以外の部分で418平米をあらわしており、すぐ下の斜めの線の下側が道路部分となり、左側の表の(B)11-6が216.53平米として道路用地として、予定されている面積です。

建物を建てると、(A)11-6の418平米の部分の面積からは建ぺい率が40%、容積率が80%という規定があります。この土地に建物を見込むと約162平米、 $9 \times 18\text{m}^2$ と建築の面積が考えられます。この面積に2階建ての建物を建てた場合は、延床面積は162平米の2倍で324平米の面積が考えられ、現恋ヶ窪公民館の施設面積の375.47平米と比較しますと、現公民館の約8割に当たる面積となります。2階建てにした場合、エレベーターを設置する必要がありますが、1階、2階にトイレを設置すると、さらに有効面積が少なくなり、現恋ヶ窪公民館の現在使用している会議室、講座室等の面積と比較すると、各部屋の定員はそれぞれ約7割の規模となります。

例えば部屋の面積トータルで187.1平米のところ133.5平米、また利用人数についてトータル112人が80人になるという見込みが立ちます。課題は3点あり、1点目は現公民館が移転し、新公民館の各部屋の面積が、現公民館よりも少なくなる見込みであり、新公民館と現公民館の両方の使用をする必要があるか。2点目は、学校の35人学級の対応として同じ敷地内に第九小学校があります。第九小学校の教室増に必要となる対応により、現公民館の活用を考えていく必要があるか。また、3点目として、現公民館の既にある課題について新しく公民館を建築したことによって、解決できることがあるか。現公民館の課題について、恋ヶ窪公民館長より説明いたします。

**恋ヶ窪公民館長** 現在の恋ヶ窪公民館の主な課題について御報告させていただきます。恋ヶ窪公民館は、昭和48年に開館しまして、48年目を迎えた建物になります。課題は、日頃より利用者懇談会等恋ヶ窪公民館の利用者に御意見をいただいた内容が主な部分になりますので、それを御紹介させていただきます。

1点目が現公民館に対しての課題で一番大きな部分が、エレベーターの設置がないことが挙げられております。そのことにより体の不自由な方、高齢者が公民館に来ることが大変と御意見もいただいております。また公民館に来ることを躊躇されている方がいると、利用者から聞いているのが主な1点目になります。

2点目は利用者の人数になります。恋ヶ窪公民館で一番大きな部屋が、コロナ禍を関係なく定員36人になります。本多公民館以外のほかの3館の中では、一番大きな部屋が60人の定員の部屋のため、恋ヶ窪公民館の最大の部屋の約2倍の方が利用できます。そのため利用可能人数が少ない中でグループの方々が活動するのに、懸念されている事項が2点目に挙げられます。

3点目はトイレ問題です。トイレは、だれでもトイレは恋ヶ窪公民館の中にはなく、恋ヶ窪図書館にあります。だれでもトイレを使う必要がある方は、1階にある図書館におり

なくては使えない現状にあります。図書館も夜間の時間帯や月曜日は閉館のため、その間は使えない状況があります。

4点目は、市内公民館で唯一専用の保育室の設置がございません。現在図書館のおはなし室を、曜日を限ってお借りして使わせていただいています。その関係で他館に比べ日程等に制約があり、保育付、託児付事業も制約がある状態です。まだ、多く課題がありますが、主な4点について報告させていただきました。

**公民館課長兼本多公民館長** 昨年度教育委員の皆様から様々な御意見をいただいた中、他課の状況等について、ヒアリングしました内容を御報告いたします。

エレベーターの設置は、優先すべきと御意見をいただいております。2階建ての公民館建設の際には、必ずエレベーターを設置するため、新しい建物を建てた場合、エレベーターを設置することになります。建物を新設するに当たっての安全面やバリアフリーの両立も最優先してほしいという御意見ですが、道路部分も、歩道はバリアフリー対応を含めて用意することは可能な設計を考えられております。また、安全な道路設計ができるように、課題整理をしてほしいという御意見をいただいております。道路管理の面では歩行者のための歩道の確保と、安全面に配慮して設計をしているところです。

また、市民プールの駐車場としての必要性について、担当課ではまだ駐車場の拡大の計画は持っていません。児童館の設置は、担当課では計画していないと伺っております。課題等について、本日様々な御意見いただけたらありがたいと思います。御協議のほどよろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 市長から西恋ヶ窪四丁目用地の活用について、教育施設として利用するならば、どのような考えがあるかまとめてほしいと御依頼をいただきました。それを受けて令和2年11月25日の教育委員会定例会で御協議をいただき、何点か質問がありましたので先ほどお答えをさせていただきました。

今回は、求積表を示し大体の敷地の面積、道路付けの様子、さらには建物を建てるとしたら、どのくらいの広さになるのかという御説明、併せて課題として4点、特に恋ヶ窪公民館の現状と課題を恋ヶ窪公民館長から御説明をしていただきました。

現状から考えると、西恋ヶ窪四丁目用地に暫定的な公民館を建てたととしても、面積的に厳しいです。現公民館の7割程度の広さで、定員も随分減ってしまうため、両方が使用できる方策はないかとお話がありました。この点について委員の皆様からの御意見はいかがでしょうか。

**大木委員** 現公民館も併わせて利用させていただくことが望ましいと考えております。新しく設置した場合、エレベーターの設置など便利になる面もあるとは思いますが、面積が少なくなってしまう、利用できる人数も減ってしまうと、活動にも支障や制限が出ると思います。いろいろな部署と交渉は必要になるかもしれませんが、できる限り現公民館も使用できるように働きかけてお進めいただきたいと考えました。

**藤井委員** 恋ヶ窪公民館長から、現公民館を併用できる場合、現場の視点から見て、メリット・デメリットを教えてください。

また、35人学級の対応として同じ敷地内の第九小学校の増築のため、第九小学校が現公民館を利用する場合、現場の視点で、同じ敷地内でも、直接の移動は課題があると思います。施設面で必要になる工夫を教えてください。

また第九小学校が現公民館の場所を活用できる場合、お互いの刺激やメリットについて教えてください。

**恋ヶ窪公民館長** 現公民館と西恋ヶ窪四丁目用地に新公民館を設置し、併用した場合、新公民館にエレベーターができれば、恋ヶ窪公民館を利用できなかった、利用しづらかった方々が新公民館で同じ公民館活動を有意義にできるのが大きなメリットになると思います。また部屋も、年数が経過し、老朽化している部分もありますので、活動の制限がなくなるのではないかと考えます。

続けてデメリットです。建物が2つに分かれますと、職員がどちらにも在籍して、どちらをメインに管理室、事務室を置くのかなどの管理体制が危惧され、考慮しなくては行けないと考えます。事業をするに当たっても、現公民館に事務室をおき、講座を新公民館でするとなると、現公民館での管理は職員の人数が減ってしまうので、やり方を工夫しなくては行けないデメリットはあります。

第九小学校との交流について、施設面ですが、専門ではないため、細かいことは言えませんが、第九小学校の昇降口から公民館に入る一番早いルートは、給食室の脇を出てから入ります。また中の細い道を通り、公民館の階段から上がるルートもあります。図書館の中にもルートがありますが、図書館の中からの出入りは難しいと思います。現段階では1回外に出なくていけないため、天気や移動する時の安全性、移動時間を考慮しないと、難しい部分があります。公民館を利用されている方々と一緒の入り口になり、交流としては公民館の果たす役割は非常に大きいと思うのですが、児童30人くらいが集まっている中で高齢者が、同じ階段を上ると、安全面の危惧や地震等の災害が起きた場合、避難通路の確保について十分検討をしないといけません。公民館利用者や児童が密集した場合、避難通路、避難誘導も危惧される部分があります。

ただ、子どもたちに公民館に来ていただける部分は、公民館の特性を十分に生かせるため、大きなメリットになると思います。

**富山教育長職務代理者** 西恋ヶ窪四丁目用地に公民館を新設した場合、使用できる面積が7割になってしまうのは、仕方のないことだと思います。だれでもトイレは絶対必要だと思いますし、1階、2階にもトイレは必要です。エレベーターも必要で、授乳室も必要となると、7割は必然的な割合だと思います。狭くなった場合、現公民館をうまく使えば、新公民館によって7割をカバーすることができると思います。

ただし、現公民館を使うとエレベーターがない分、使い勝手がよくないですし、現公民館のどこをどのように使えば7割になった部分が補填できるのか、吟味する必要があると思います。また、学校として35人学級になり、教室等を増設したい場合、現公民館を何に使用する見通しがあるのか、お考えをお願いします。

**教育総務課長** 法改正による35人学級への対応については、各校とも今後の児童・生徒数を見てから判断していくことになります。今後、第九小学校も法に基づき35人学級に対応するため、例えば特別教室なども視野に入れ、活用方法を考えていく必要があると思います。

**富山教育長職務代理者** 恋ヶ窪公民館を2か所で使った場合、現公民館をどのように使うと新公民館で面積が小さくなった部分をカバーできるのかについてはいかがでしょうか。

**恋ヶ窪公民館長** 現恋ヶ窪公民館の建物は、1階は図書館、恋ヶ窪公民館は2階部分のみです。エレベーターは、現公民館にはなく、徒歩で2階に上がっていただきます。よって35人学級で、新公民館のみを使用し、現公民館の全ての部分の使用が可能な場合、あ

る程度の部屋は確保できると思っております。

**富山教育長職務代理人** 中庭はどうなるのでしょうか。公民館として使えるのでしょうか。

**恋ヶ窪公民館長** 中庭も公民館で使うことはできると思います。ただ、中庭は屋根が簡易的なため、全てが覆えておらず、雨の場合は使えないこともあり、天気によって左右されますが、恋ヶ窪公民館の特性の1つになります。そこを有意義に使っていきたいと思っております。

**教育長** 中庭は、子どもたちが放課後遊びに行つて活動したりもできますし、様々なイベントでも今まで利用しています。公民館としては貴重なものかなと思います。

**教育部長** 公民館課、それから学校施設を管理している教育総務課、それぞれの立場でお話をさせていただいたので、総括的なお話をさせていただきたいと思っております。現公民館と新公民館を両方使う必要がある。第九小学校の35人学級対応のため、現公民館を使う必要がある。そこで両方をミックスした考え方もできるのではないかと考えています。

現公民館について、どのような教室に使えるのか、普通の教室ではなくて特別教室、しかも水回りが難しいため、例えば図書室や音楽室の活用はできるのではないかと考えています。また、公民館へのルートですが、現状、一旦は外に出ないと公民館には入れませんが、少し手を加える工事をする事で、公民館の活用は有効ではないかと考えています。新たに増築棟を建てるよりは、コスト面でも有効な手段ではないかと考えています。

**辻委員** 近いとはいえ一定の離れた場所にある2つの建物を管理することが大変という点をクリアできるのであれば2館、現、新両方とも使うとよいと思います。

既存の公民館にあるスペースでグループロッカーや清掃の方の控え室も、毎日使用するため重要だと思います。このようなスペースを確保できるという点でも、現公民館を最大限使える部分は使っていただけたらいいかと思っております。

地下倉庫の公民館祭りの物品や備品を収納する場所も大事だと思います。公民館祭りも大事な行事だと思いますので、しまう場所がないから縮小にならないよう、このような点からもぜひ両方を使う方向で進めていただけたらよいと思っております。

**教育長** 課題として挙げていただいた2点目あたりも御意見としていただいているところですが、つけ加えて御意見ありましたら、お願いします。

**大木委員** 新公民館の最大収容人数に関して、部屋が小さくなるため、他の公民館に比べて定員数が少ない課題は、解決できないと思います。例えば公民館の主張が全てにおいて完璧に、通ることはないと思いますので、第九小学校のことも含め、お互いにとっての最適解を探して、どのような形で進めていけばよいのかお考えいただいて、お答えをいただければと思っております。

**辻委員** 全ての公民館が全部同じ機能を備えることは難しいと思います。逆にその必要もないと思っております。

国分寺市は面積も広くないので、ある地域に住んでいたなら2、3館の利用はどなたも可能かと思っております。ほかと同じを目指すのではなくて恋ヶ窪公民館独自の良さも、この機にさらに追求していただくとよいと思っております。

中庭が、恋ヶ窪公民館の特徴でしたので、残す方向で現、新の合体、さらに第九小学校との問題の解決を探つていただけたらよいと思っております。

**藤井委員** 現在、恋ヶ窪公民館に常駐している職員さんは何人いらっしゃいますか。

**恋ヶ窪公民館長** 恋ヶ窪公民館は、日中館長1、専門職員3人の計4人、夜間、土、日は管理員が1人となっております。

**教育長** 特に夜間は厳しい状況と思います。

面積が7割になる場合の稼働率や使用率の数値を調べておいてください。コロナ禍で閉館していたりもしますので、それ以前の稼働率の状況を把握してください。利用者にとって7割になった場合、これだけ厳しい状況になるという数値をまとめておいていただきたいと思っております。

様々な御意見をいただきましたが、まだ明確にしなくてはならない部分があるかと思っております。実際にいろいろな課題が出てきましたが、新・旧両方を使った場合に、どのようにすみ分けをしていくのか。それから管理体制をどうしていけばよいのかも、ぜひ提案として考えて、プランニングしていかななくてはいけないと思います。また第九小学校の35人学級の対応で、例えば図書室や音楽室を旧公民館に移した場合にはどのようなものも含めて、改めて整理をしていただき、教育委員会定例会で、また協議をしていただき、それをまとめた上で市長部局に報告をする流れにしたいと思っております。

これまでの御意見をいただいた中では、ぜひ西恋ヶ窪四丁目用地について、教育施設として、公民館の暫定館として利用させていただきたいというのが、教育委員会の考えであり、これまでの懸案になっておりましたエレベーターの設置、トイレの問題等も含めて、バリアフリー対応をしていきたいと思っております。そのほかの利用として、プール、駐車場、児童館は担当としては考えていないと伺っているため、教育委員会としては積極的に利用させていただきたいと、お伝えしたいと思っております。

## 【報告】

### 1 令和3年第2回定例会の一般質問について

(事務局からの説明)

**教育部長** それでは、5月12日から17日に行われた令和3年第2回定例会一般質問について、簡単に御説明をさせていただきます。資料を御覧ください。

2番、さの議員、項目5としてコロナ禍における女性の負担軽減事業について、生理用品の配布事業が開始になってからの現状と開始に当たっての広報について、体づくりをする世代に向けて、学校でも養護教諭から健康支援の視点でも話をしていただきたいと御質問がありました。

3番、高橋議員、項目3としてGIGAスクール構想の進捗について、現在の状況、学校が臨時休校となった場合、持ち帰ることも想定され、家庭環境に応じたWi-Fi環境の整備の現状について御質問がありました。自宅にWi-Fi環境のない児童・生徒のうち、経済的に困窮している世帯の児童・生徒に対しモバイルルータを貸し出すための補正予算を、この第2回定例会で計上したことを説明いたしました。誰一人取り残すことなく子どもたちの能力を最大限に引き出すための個別最適な学びの実現に大きく寄与するものと考えたと答弁をさせていただいております。

また教員の研修も大変重要であり、機器の実技研修や活用方法に関する研究などの取組、タブレット活用方法に関する研究を推進する研究協力校の進捗などの質問がございました。不登校、トライルームに通っている児童・生徒への貸与の時期や対応についての質問もございました。自信を持って進めるよう一人ひとりに目を配るサポートも重要、教員の目とITの活用で、国分寺市の子どもたちの可能性への後押しを丁寧にお願いをしたいと御意見をいただきました。

4番、小坂議員です。項目1史跡武蔵国分寺跡周辺の整備について、今後の整備予定、

整備工事は令和4年度以降でよいのか御質問がございました。また、おたかの道湧水園にある七重塔の模型について、経年劣化により塗料が剥げてきている部分があり、早めに修繕したほうがよい。クラウドファンディング等の手法を検討してみてもはと御提言・御質問もございました。

また学校教育について、GIGAスクール構想の進捗状況、機器の導入状況、各学校での今後の活用やICT支援員への対応について御質問がありました。今後のトライルームほんだの体制について御質問があり、1人1台の端末をトライルームひかり、ほんだともに使用できる環境になっているのか等の質問がございました。

5番、だて議員ですが、項目3の成人年齢引下げに伴う対応について、(1)市民生活・市政に与える変化について、教育関係はどのような取組がされているかについて御質問がございました。教育長から中学校の社会科では公民分野において契約の重要性やそれを守ることの意義、個人の責任などについて学び、小学校の家庭科で売買契約の基礎に触れながら買物の仕組みや、消費者の役割を理解した上で、中学校で売買契約の仕組みに発展させるといった系統的な学習も行っています。系統的な学びを念頭に置き社会に求められる資質、能力の基礎を各学校で発達の段階に応じて適切に指導してまいりたいと答弁をさせていただきます。

6番、木島議員、項目5、学校の働き方改革を踏まえた今後の部活動について、様々御意見をいただきました。働き方改革の一環として部活動の指導を希望しない教員への配慮がある一方、部活動の指導を希望する教員へは引き続き指導できることについて文部科学省として仕組みを構築する旨の通知もあります。改革の方向性、考え方は重要であり、推進に向けた丁寧な取組を期待したいと思っております。子どもたちの健やかな心身の育成のために、よい方向性に導いてほしいと質問がありました。

教育長から、教員の働き方改革の推進は急務の課題である一方、教科指導とともに部活動に生きがいを感じて指導をしている教員もいます。持続可能な部活動となるよう検討を重ねていきたいと答弁をさせていただきます。

9番、星議員です。項目4、(3)放課後の校庭開放・中学校部活動の中止に伴う児童・生徒への影響について、中止の期間、中止による子どもたちへの影響、保護者の反応等の御質問がありました。また中学校の部活動の中止の理由、子どもたちの体力や気持ちの面での部活動の中止に伴う影響などの御質問がありました。

10番、はせば議員です。項目1、(1)子どもの居場所や子ども食堂の現状について、市の把握について御質問がございました。また居場所の取組の拡充について御質問がありました。公民館で「10の体系」で事業に取り組んでいることを踏まえ、子ども支援から子ども食堂を学び、その後の活動につなげていくやり方もあるのではないかと御質問がございました。

また項目2、ヤングケアラー支援について学校ではどのようにヤングケアラーについて学ぶ機会があるのか御質問がありました。ヤングケアラーに特化した指導は行っていないですが、児童・生徒が抱える心の悩みや不安に適切に対応するため、学級担任を中心として組織的に児童・生徒一人ひとりに寄り添った対応を行っています。児童・生徒が身近にいる大人に自ら助けを求められるようにすることも極めて重要であり、各学校でSOSの出し方に関する教育に取り組んでいると、教育長から答弁させていただきます。

12番、高瀬議員です。項目5、長期化するコロナ禍における児童・生徒への影響と今後について、この間児童・生徒の様子をどのように見ているのか、また大人の抱えるストレ

スを敏感に察知し、漠然とした不安やストレスを受け続けている児童・生徒もいると思います。そのような子どもたちをしっかりと見守り、支援をお願いしたいという御質問がございました。

13番、岩永議員、項目1の(2)子ども参加と子どもの意見表明について、第2次教育ビジョンの評価が今年度から始まります。策定や評価に関して市民参加を求めてきましたが、子どもたちの声を取り入れることや子ども参加や今後の取組について御質問がございました。

また人権教育として包括的な性教育の取組についてとして、昨年的一般質問以降の市の取組について、市民生活部と教育部の連携が必要だと思いましたが、どのように取り組んでいくのかについて御質問がありました。また化学物質対策について、学校・子ども施設での対応について、それから学校給食について、地産地消の推進と、有機・減農薬農産物の導入について御質問がありました。

17番、中山議員です。項目1の(3)、東京2020オリンピック・パラリンピックは中止し、新型コロナウイルス感染症対策に専念をについて御質問がありました。

19番、本橋議員です。項目4の夏期休業明けの学校給食について、夏休みが1週間前倒しとなって5年目になりますが、学校が開始されてから1週間後の9月から給食が始まります。もう少し早く給食を出せないかという声を市民からいただいており、教育委員会としてはどのように捉えているのかという御質問です。長期休業明けの児童・生徒の円滑な学校生活への順応を図るため学校で過ごす時間を段階的に増やしていくこと、また教員の働き方改革の観点から、午後の時間に2学期の準備等に関わる学校の様々な会議や保護者面談等を設定し、日常的に教員と児童・生徒が向き合う時間を生み出すことから、8月の授業を午前のみとし、給食は9月から始めていると答弁させていただいております。議員からは、保護者の声や真夏の暑い時期に何も食わずに学校から帰宅するという健康面も勘案すると、ぜひ給食を前倒しして提供していくことを検討していただきたいと話がありました。保護者がどのようなニーズを持っているのか教育委員会で把握するために、アンケート等で保護者に意見を伺っていただきたいと、御質問がございました。アンケートの実施も含めどのような方法でニーズを把握していくかが課題です。各学校の状況も様々ですので、その状況も確認しながら今後研究してまいりたいと、答弁させていただいております。

20番、木村議員です。項目3、18歳成人の法改正に向けて、(1)教育の在り方についてです。これはだて議員と同様の御質問ですが、18歳成人に伴い、これまで20年かけて大人になることを前提として義務教育を6年間、3年間としていましたが、18歳までに密度の濃い教育をしていかなければなりません。一方で課金ゲームなど不用意に陥らない教育も大事で、どのように伝えるのか御質問がございました。また契約行為に関わるような模擬体験ができるような取組を授業で取り入れるべきであり、それから少年法が改正されると18歳、19歳は特定少年という位置づけになり、実名報道も起訴段階で機能します。義務教育からしっかりと学びの場を与えていく必要があるという趣旨の御指摘、御質問がございました。また18歳成人化によって大人としての権利が拡大する表裏一体として義務も果たさなければなりません。セットでしっかりと学びの場を与えていただきたいという御質問に対し、教育長から9年間で権利だけではなく義務を果たしていくことの重要性について、発達段階に応じて分かりやすく具体的に体験的な学びも含め、指導を充実させていきたいと、答弁させていただいております。

最後に国分寺市史の再編さんについての御質問です。現在、上・中・下と3巻が市史は発行されておりますが、既に30年以上が経過しています。多摩地区でも幾つかの自治体で再編さんの作業を始め、どこの市も旧来の市史に比べて何倍ものボリュームになっています。国分寺市史の再編さんについて教育委員会はどうか考えるのか。また特に民間に残されている歴史や口伝、言い伝えなどは、消えてしまいます。他市では周年事業をきっかけに始めるところも多いですが、10年以上かかっている自治体もあり、それだけ多くの時間が再編さん事業にはかかる中、いつ頃に始めることが可能なのかという御質問です。他市の状況は、10年近く、あるいは10年以上かけて、10冊以上の市史を刊行している例もありますので、国分寺市は令和4年の史跡指定100周年や令和7年の市制施行60周年など節目の年を契機として国分寺市史の再編さん体制を整えて、スタートが切れるように取り組んでまいりたいと答弁させていただいております。

非常に駆け足ですが、報告です。

(意見・質疑の要旨)

**大木委員** 10番のはせべ議員のヤングケアラー支援についての御質問に対しての答弁ですが、ヤングケアラーについて学ぶ機会があるかについて、各学校でSOSの出し方に関する教育に取り組んでいると伺ったと思うのですが、具体的にはどのような取組をなさっているのでしょうか。

**学校教育担当課長** SOSの出し方に関する教育は、年間指導計画に各学校が位置づけて行っているもので、小学校6年間の中のどこかの学年で1回、それから中学校の3年間の中でも必ず行います。詳しくはDVD教材が配布されていまして、それを使ってストレスは誰にでも生じるもの、ストレスが生じたときには、信頼できる大人に自分から相談できるようにしていきましょと伝え、自発的行動を起こせるよう取り組んでいます。

**大木委員** ヤングケアラーの場合、例えばいじめや虐待のように、自分が被害を受けている、自分がSOSを出す立場であると児童・生徒自身に理解できる状況と異なり、自分がSOSを求める状況であることを認識していない場合もあると思います。家族のこと、家庭のことですので、自分が手伝わなくてはいけないという思いがあります。ほかのことも含めて、SOSの出し方に関する教育は、伺ったように十分に行われていると思いますが、自覚していないお子さんに対して、どのように求めていくかについても、丁寧に御指導を進めていただければと思います。

**学校教育担当課長** 1例として今回、SOSの出し方に関する教育を挙げさせていただきましたが、子どもたちの様子をきちんと見守り、教職員がその変化に気づき、子どもへの理解を最優先して、進めていきたいと思っております。市報等を教職員に示しながら、その理解を進め、それがゆくゆく子どもたちの理解にもつながるため、丁寧に進めていきたいと思っております。

**藤井委員** 木島議員の質問で部活動の話が出されていると思うのですが、国分寺市は複数の道場が市内にあり、それぞれの道場が別の曜日に練習日を設定していて、どこかの道場に所属をしていれば、ほかの道場でも稽古ができる文化がありました。30年前、40年前の岡山の田舎ではそれぞれの道場が、閉鎖的にやっていたので、このような開放的なものがあると驚きました。その指導が功を奏して、現在は都道府県対抗男子も女子も国分寺市から東京都代表を出すくらいに強いです。

これからこの勢いで子どもが減っていったら、各学校ではチーム編制が成り立たない場合、

全部一律一斉には難しいですが、うまくいきそうな特性を持っている陸上競技等で、市内の複数の学校でオンラインの指導も組み合わせ、1人の指導者がいれば市内の複数の学校が指導を受けられるような、試験的な取組ができればよいと思います。

筑波大学の先生が剣道の指導をオンラインで、ヨーロッパを対象に行っていました。南米でも成功しており、数百人単位で、同じ指導を受けることが成功しているので、国分寺市内であれば、土、日は集合して1か所で練習し、平日はオンライン実施する試みができるのではないかと、お話をお伺いして思いました。

**学校指導課長** 部活動は地域に協力を得ながら、地域の活動として子どもたちを育成しています。学校が地域とともに行うことが大事になってくるかと思えます。端末も1人1台貸与され、ICTを活用しながら支援ができるように今後スポーツ振興課とも協力しながら進めていければと思っております。

**教育長** コロナ禍の中でオンラインを活用した、運動の取組も重要だと思いますし、市内の学校で剣道部があるのは第三中学校だけです。そこには剣友会の方も、多大なる御協力をいただいている、ほかの地区からも子どもが通うような状況になっています。このようなオンライン指導があれば、ほかの学校にいても学べることや活動ができる輪が広がる可能性もありますので、その点についてもこれから教育委員会として、ぜひ研究をしていただきたいと思えます。

#### 〔その他〕

なし

#### 〔閉会〕

午前10時58分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

1 番

辻 亜希子

4 番

大木 桃代

調製職員

廣瀬 喜朗